

次期中間処理施設整備基本計画（案）正誤表

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
表紙	変更	・平成28年2月	・平成28年3月
はじめに	追記	・記載なし	・はじめに 大迫委員長挨拶の挿入
はじめに	表記の訂正	・次期中間処理施設整備基本計画検討委員会	・次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会
第1章1	表記の訂正	・「次期中間処理施設整備計画の目的及び位置付け」	・「次期中間処理施設整備基本計画の目的及び位置付け」
第1章1-1	表記の訂正	・本検討委員会：「次期中間処理施設整備基本計画検討委員」	・本検討委員会：「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員」
第1章1-1 用語の設定 表	フォント調整	—	—
第1章2 図1-2-1	表記の統一	・「各市町」 ・廃棄物処理基本方針（H22）	・「関係市町」 ・廃棄物処理基本方針（H28）
第1章3-1	表記の統一	・中間処理施設	・現中間処理施設（印西クリーンセンター）
第1章3-1 表1-3-1	表記の統一	・焼却処理施設	・焼却施設
第1章4-2 図1-4-1	フォント調整	—	—
第1章6-1	表記の訂正	・交付対象設備の全てが1/3の交付率である。	・全ての交付対象設備について1/3の交付率が適用される。

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第1章6-2	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担を分かつことを可能とします。</li> <li>・水準を維持しうる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担を分かつことを可能としている。</li> <li>・水準を維持し得る</li> </ul>
第1章6-3 表1-6-1 表1-6-2	フォント調整	—	—
第1章8-2	表記の統一	・本章第8項8-4 施設規模の見込みに示す	・本章第8項8-4 に示す
第1章8-3	表記の統一	・運転日数	・稼働日数
第1章8-4	フォント調整	—	—
第1章8-5 表1-8-2	表記の統一	・現状の焼却ごみの組成分析結果	・現状の焼却ごみのごみ質分析結果
第1章8-5 (1) 3)	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低値</li> <li>・低質ごみ側/高質ごみ側</li> <li>・12,800kJ/kg を高質の低位発熱量とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最小値</li> <li>・低質ごみ/高質ごみ</li> <li>・12,800kJ/kg とする。</li> </ul>
第1章8-5 図1-8-1	フォント調整	—	—
第1章8-5 表1-8-6	追記	・記載なし	・※四捨五入の関係で合計値が合わない。
第1章8-5 (2) 2)	表記の統一	・元素割合	・元素組成
第1章8-5 表1-8-7	表記の統一	・補正を行った可燃分中の元素組成	・補正を行った焼却ごみの元素組成
	フォント調整	—	—

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第1章8-5 図1-8-2	表記の統一	・ごみの単位体積重量の算出	・単位体積重量の算出
第1章8-5 表1-8-8	フォント調整	—	—
第1章8-5 (3)	表記の統一	・(1)、(2)の結果より過去の実績から算出されたごみ質を表1-8-9に示す。 ・焼却対象	・(1)、(2)の結果をまとめた計画ごみ質を表1-8-9に示す。 ・処理対象物
第1章8-5 表1-8-10	表記の訂正	・炭素：90.7	・炭素：91.2
第1章8-5 表1-8-11	表記の訂正	・(可燃分中)	・削除
第1章8-6 図1-8-3	フォント調整	—	—
第1章8-6	表記の統一	・シャフト式	・シャフト炉式
第1章8-6 表1-8-12 ～表1-8-15	フォント調整	—	—
第1章8-7 表1-8-16	表記の訂正	・スラグ ・金属類	・メタル ・スラグ
第1章8-8 表1-8-17	表記の統一	・廃棄物処理施設の排ガス基準値	・廃棄物処理施設の排ガスの排出基準値
	フォント調整	—	—

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第1章8-8 表1-8-20	表記の統一	・敷地境界での規制基準値	・敷地境界での悪臭の規制基準値
第1章8-8 表1-8-21	表記の訂正	・(表3-18)	・削除
第1章8-8 表1-8-22 ～表1-8-24	表記の訂正	・出典) 下水道法より	・出典) 印西市下水道条例8～10条
	フォント調整	—	—
第1章9	表記の訂正	・5-9. リサイクルセンターの基本的事項	・9. リサイクルセンターの基本的事項
第1章9-2	表記の統一	・稼働日数 ・(本章9-3 施設規模の見込み 参照)	・稼働日数 ・(本章9項9-3 参照)
第1章9-3	フォント調整	—	—
第1章9-4	表記の統一	・本章8-8 ・一般粉じん発生施設と同等の構造基準とすることとし、また、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）」において、「排気中の粉じん濃度は、一般に0.1g/m <sup>3</sup> N以下にすることが望ましい。」と記載されている。	・本章8項8-8 ・一般粉じん発生施設と同等の構造基準とする。 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）」において、「排気中の粉じん濃度は、一般に0.1g/m <sup>3</sup> N以下にすることが望ましい。」と記載されていることから、これを遵守する。
第1章10	表記の統一	・プラザ機能	・リサイクルプラザ機能
	フォント調整	—	—

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第1章10 表1-10-1	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>表1-9-13 プラザの機能と内容</li> <li>機能（実績）</li> <li>再利用の啓発</li> <li>展示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表1-10-1 リサイクルプラザの機能と内容</li> <li>機能（実績例）</li> <li>再生利用の啓発</li> <li>紹介</li> </ul>
第2章1-1	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧倒的な採用実績の方式であることを踏まえ、「ストーカ方式」が総合的に有利と判断されたため、選定するものとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧倒的な採用実績の方式であることを踏まえ、総合的に有利と判断されたため、「ストーカ方式」を選定するものとした。</li> </ul>
第2章1-3 (1) 1)	追記		<ul style="list-style-type: none"> <li>図2-1-2 に計量機の構造図を示す。</li> </ul>
第2章1-3 (1) 2)	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般には、投入作業車の前を他の搬入車が一度の切返しによって所定の投入扉に向かって進行対面できる幅を必要とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的には、投入作業車の前を他の搬入車が一度の切返しによって所定の投入扉に向かって進行し、対面通行できる幅を必要とする。</li> </ul>
第2章1-3 (1) 6)	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型のものを破碎し、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型のものを細かく破碎し、</li> </ul>
第2章1-3 (2)	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の整備時点の先端技術を反映することとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の整備時点の先端技術を反映するものとする</li> </ul>
	フォント調整	—	—
第2章1-3 (4)	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘引送風機を稼働させ排ガス処理設備を経て煙突より排気する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘引送風機を稼働させ排ガス処理設備を経て煙突より排気し、その後一連の停止動作を行う。</li> </ul>

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第2章1-3 (5) 図2-1-3 (6) 表2-1-3 (6) 表2-1-4	フォント調整	—	—
第2章1-3 (7)	表記の訂正	・焼却灰及び飛灰	・主灰及び飛灰
第2章1-3 (7) 表2-1-4 (7) 表2-1-5	表記の訂正 フォント調整	・焼却灰及び飛灰 —	・主灰及び飛灰 —
第2章1-3 (9)	表記の訂正	・生活系排水 ・熱エネルギー利用の効率化を検討することとする。 ・プラント水	・生活排水 ・熱エネルギー利用の効率化を検討するものとする。 ・プラント用水
第2章1-3 (10) 3)	表記の追加	・受変電設備の設備機器の決定は設計時における電力会社との事前協議	・受変電設備の設備機器は、設計時における電力会社との事前協議
第2章1-3 (10) 3)	表記の訂正	・危険分散と高機能、高信頼性、並びにメンテナンス性 ・暴走等へ普及しない	・危険分散と高機能、高信頼性及びメンテナンス性 ・暴走等へつながらない
第2章1-4 表2-1-6	表記の統一	・人力による荷卸し作業もあるので、 ・排熱	・人力による荷卸し作業もあるため、 ・廃熱
第2章1-5 (1)	表記の統一		・項目番号の削除

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第2章2-1	追記		・図2-2-1に熱利用の形態のイメージ図を示す。
第2章2-1 図2-2-2	フォント調整	—	—
第2章2-2	フォント調整	—	—
第2章2-3 (1)	追記		・⑬余熱利用施設への配管 余熱利用施設へ低圧蒸気または温水を送るための配管
第2章2-3 (2)	表記の統一	・エネルギー回収率とその利用（熱利用と蒸気利用の割合）	・エネルギー回収率とその利用（熱利用と発電利用の割合）
第2章2-3 (2) 図2-2-3 (2) 図2-2-4	フォント調整	—	—
第2章2-3 (2)	追記	・補助ボイラ等の熱源確保が必要となる。 ・故障が想定される箇所	・補助ボイラ等の熱源確保等の検討が必要となる。 ・現施設において、故障が想定される箇所
第2章3	文章構成変更		・記載順序の入れ替え
	表記の訂正	・基本的な処理フローを基本とするものとし、	・基本的な処理フローを示すとともに、
第2章3-1	表記の訂正	・図2-2-1	・図2-3-1
	フォント調整	—	—
第2章3-2	表記の訂正	・図2-2-2	・図2-3-2
	フォント調整	—	—

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第2章3-2 図2-3-3 ～図2-3-12 表2-3-1	フォント調整	—	—
第2章3-2 表2-3-2	追記		・サイロ方式：また、次の工程に定量的に引き出す装置を設けたものもある。
第2章3-3 表2-3-3	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手選別による爆発性危険物の除去</li> <li>・コンベア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手選別による爆発性危険物の除去を行う。</li> <li>・コンベヤ</li> </ul>
第2章4-1	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫化酸化物 (SO<sub>x</sub>)</li> <li>・なお、排ガス処理装置の他、排ガス循環方式により NO<sub>x</sub>、ダイオキシン類の排出低減を図る方法も採用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)</li> <li>・なお、排ガス処理装置の他、排ガス循環方式により窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)、ダイオキシン類 (DXNs) の排出低減を図る方法も採用されている。</li> </ul>
第2章4-1 (1)	追記		・ばいじん処理設備の概要は表2-4-2に示すとおりである。
第2章4-1 (2) (3)	文章構成変更		・記載順序の入れ替え
第2章4-1 (5)表2-4-3 (5)表2-4-4	フォント調整	—	*表の分割に伴い、表番号の変更有



項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第2章4-1 (6)	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回次期中間処理施設整備基本計画の自主規制値</li> <li>・設備費が高価となる等トレードオフの関係となり、また、より厳しい自主規制値を設けることで排ガス処理に係る薬品投入量も増え、ランニングコストが高額となり、環境負荷の増加にもつながることも懸念される。環境面、経済性等を踏まえて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回計画の自主規制値</li> <li>・設備費が高価となり、また、より厳しい自主規制値を設けることで排ガス処理に係る薬品投入量も増え、ランニングコストが高額となり、環境負荷の増加にもつながることも懸念される。環境保全と経済性がトレードオフの関係となることを踏まえて</li> </ul>
	フォント調整	—	—
第2章4-1 (6)表2-4-5 ～表2-4-9	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・※1：数値 1,900 は、K=9、He=59(m)</li> <li>・※4：今後の動向を踏まえて検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・※1：数値 1,900 ppm は、K=9、He=59(m)</li> <li>・※4：水銀の自主規制値は今後の動向を踏まえて検討を行う。</li> </ul>
	フォント調整	—	—
第2章4-3	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭防止法では、「悪臭物質濃度」もしくは「臭気指数」いずれかにより悪臭の規制を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭防止法では、「悪臭物質濃度」及び「臭気指数」により悪臭の規制を行っている。</li> </ul>
第2章4-3 表2-4-10	追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表2-4-9 悪臭に係る基準値</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表2-4-10 悪臭に係る基準値（物質濃度規制）</li> </ul>
第2章5-1	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本章第5項では、「強固な施設」、「防災拠点化」の検討をするものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本章第5項では、「強靱な施設」、「防災拠点化」の検討をするものとする。</li> </ul>
第2章5-2	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【解説】災害廃棄物処理計画において必要とされた設備・機能を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【解説】災害廃棄物処理計画において必要とされた設備・機能を整備すること。</li> </ul>

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第2章5-3 (1)	表記の訂正	・建設候補地の位置をハザードマップで確認する。	・建設候補地の位置を図2-5-2～図2-5-5に示すとおりハザードマップ上で確認し、想定される災害と被害のまとめを表2-5-1に示す。
第2章5-3 (1)表2-5-1	フォント調整	—	—
第2章5-3 (2)表2-5-2	表記の訂正	・並びに市民共有の貴重な財産となる ・公営住宅間系施設、本市の住宅系施設、	・市民共有の貴重な財産となる ・公営住宅関係施設、印西市の住宅系施設、
	追記		・(国土交通省)
第2章5-4 (1)表2-5-4	表記の訂正	・防災拠点になり得ると見なせるものの事例 ・敷地内：環境啓発施設	・防災拠点になり得ると見なせる施設の事例 ・敷地内：環境啓発施設
第2章5-4 (3)	表記の訂正	・以下の記載ように記載されている。	・以下のように記載されている。
	文章構成変更		・記載順序の入れ替え
第2章5-5 表2-5-5	フォント調整	—	—
第2章6-1	表記の訂正	・建設候補地においては、次期中間処理施設を恒久的施設として位置づけており、建替え用地を確保することを前提としている。そのため、耐用年数の長い管理棟は別棟とした場合には、工場棟の建替え後も活用することが可能であるが、敷地の制約や事業方式により、	・建設候補地においては、次期中間処理施設を恒久的施設となり得るものとしており、建替え用地を確保することが前提となる。そのため、図2-6-1に示すように耐用年数の長い管理棟は別棟とした場合には、工場棟の建替え後も活用することが可能である。ただし、敷地の制約や事業方式により、

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第2章6-1 図2-6-1	追記		・図2-6-1 工場棟・管理棟配置図
第2章6-2	追記	・洪水調節容量を約2,000m <sup>3</sup> ・記載なし	・洪水調節容量を約2,000m <sup>3</sup> （下式参照） ・ここに、洪水調整容量は下表より 1,052m <sup>3</sup> /ha に設定する。
第2章6-4	表記の訂正	・見学者の動線と収集車両の動線が交差しないよう施設見学者用ルートを確認する。	・見学者の動線と収集車両の動線が交差しないように確認する。
第2章6-5 図2-6-2	表記の訂正	・図2-6-1	・図2-6-2
第2章6-7	フォント調整	—	—
第2章6-7 図2-6-3	表記の訂正	・図2-6-2 ・C社工場寸法 96m×48m	・図2-6-3 ・C社工場寸法 96m×49m
第2章6-8 図2-6-4 ～図2-6-6	フォント調整	—	—
第2章7	表記の訂正	・アクセス道路については、既存の道路を活用することを前提に、全8ルートについて検討をおこなった。 注意喚起のために作成された、印西市のハザードマップによる浸水想定区域・土砂災害警戒地域該当箇所や整備コストが大きいと見込まれるルート3～6は対象外とし、	・アクセス道路については、既存の道路を活用することを前提に、表2-7-1及び図2-7-1に示すとおり全8ルートについて検討を行った。 注意喚起のために作成された、印西市のハザードマップによる浸水想定区域・土砂災害警戒地域該当箇所（図2-7-2）や整備コストが大きいと見込まれるルート3～6は対象外とし、

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第2章9-3 表2-9-1	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気用品取締法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気用品安全法</li> </ul>
第2章9-3 表2-9-2	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドレン排出口から高温の飛灰や水蒸気が噴出するおそれのない構造</li> <li>作業者が接触しにくい構造</li> <li>耐熱ガラス付き構造</li> <li>閉そくしにくい構造設計</li> <li>外部へ水蒸気や焼却残さ、熔融スラグ等が噴出しない構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドレン排出口から高温の飛灰や水蒸気が噴出するおそれのない構造とする。</li> <li>作業者が接触しにくい構造とする。</li> <li>耐熱ガラス付き構造の採用</li> <li>閉そくしにくい構造として設計する。</li> <li>外部へ水蒸気や焼却残さ、熔融スラグ等が噴出しない構造とする。</li> </ul>
第3章	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうした中、行政と民間の協働により公共サービスを提供するPPP手法により、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうした中、行政と民間が協働した公共サービスを提供するPPP手法により、</li> </ul>
第3章1	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI方式では公共と民間の適正な分担に不安があることから、</li> <li>PFI手法は、民間事業者の裁量が大きいことから、広い領域での民間の創意工夫が活用される提案が期待される場所であるが、その一方でリスク分担が大きく、応募に供する労力や費用が大きくなる傾向がある。その一方で、ごみ処理施設のプラントメーカーは、応募に供するマンパワー不足と費用負担の関係から、リスク分担が大きくなるPFI手法を採用する事業への関心が低下している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI手法では公共と民間の適正な分担に不安があることから、</li> <li>PFI手法は、民間事業者の裁量が大きいことから、広い領域での民間の創意工夫を活用した提案が期待される場所であるが、その一方でリスク分担が大きく、応募に供する労力や費用が大きくなる傾向がある。その一方で、ごみ処理施設のプラントメーカーは、応募に供するマンパワー不足と費用負担の関係から、リスク分担が大きくなるPFI手法の事業に対し、関心が低下している</li> </ul>

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第3章2	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>これにより、民間事業者は既述したリスク管理を行うことでコストが増大し、公共が民間事業者に支払うサービスへの対価（委託費）が増大する要因になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これにより、民間事業者は既述した対処困難なリスク管理を行うことでコストが増大し、公共が民間事業者に支払うサービス対価（委託費）が増大する要因になる。</li> </ul>
第3章2 表3-2-1	フォント調整	—	—
第3章4	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業スキームは、事業方式の比較評価の検討を目的に、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業スキームは、事業方式の比較評価の検討（LCCの試算を含む）を目的に、</li> </ul>
第3章4 (3)	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>試算対象期間は、施設整備期間を含む（事業者選定期間を含む）平成35年度から平成59年度とする。なお、交付金等のLCC試算に関連する制度条件については、現行の条件に基づくこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LCC試算対象期間は、施設整備期間を含む（事業者選定期間を含む）平成35年度から平成59年度とする。なお、交付金等のLCC試算に関連する制度条件については、現行の条件に基づくものとする。</li> </ul>
第3章4 (5) 表3-4-2	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転維持管理要員</li> <li>各事業スキーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営維持管理要員</li> <li>各事業方式</li> <li>「据置期間3年 元利均等15年返済」追記</li> </ul>
第3章5 (1)	フォント調整	—	—
第3章5 (1) 表3-5-1	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転維持管理要員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営維持管理要員</li> </ul>
第3章5 (1) 3)	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付金等の財源の算定は、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付金等による施設建設費の財源の算定は、</li> </ul>

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第3章5 (1) 3) 表 3-5-3	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設対象事業の財源内訳算定結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設建設費の財源内訳算定結果</li> </ul>
第3章5 (3) 表 3-5-5	フォント調整	—	—
第3章6 (1)	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価競争入札方式（競争入札）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価落札方式（競争入札）</li> </ul>
第3章6 (1) 表 3-6-1	表記の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>出典）建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式等の運用（土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務）平成25年4月掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出典）建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式等の運用（土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務）平成25年4月</li> </ul>
第3章6 (1)	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価競争入札方式は、原則、契約交渉や提案内容の変更ができず、プロポーザル方式はこれが可能になる。ただし、総合評価競争入札方式の場合でも、交渉や変更が行われるなど、実態は公募型プロポーザル方式に類似した形で運用されていることが多い状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価落札方式は、原則、契約交渉や提案内容の変更ができず、プロポーザル方式はこれが可能になる。ただし、総合評価落札方式の場合でも、交渉や変更が行われるなど、実態はプロポーザル方式に類似した形で運用されていることが多い状況である。</li> </ul>

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
<p>第3章6 (1)表3-6-2</p>	<p>表記の統一</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価競争入札方式とプロポーザル方式</li> <li>・公募型プロポーザル方式</li> <li>・改訂版として提示がされるケースあり</li> <li>・前項の特徴から、事業内容やサービス水準が固まっており、民間事業者の提案に係る部分が少ない事業は総合評価競争入札方式、要求水準等で明示できる内容やサービス水準が少なく民間事業者の提案の余地が大きい事業は、プロポーザル方式が適しているとされる。</li> </ul> <p>なお、地方自治体のうち、都道府県や政令指定都市については、WTO 政府調達協定の対象となることが多く、一般競争入札が原則となり得るが、組合においては対象外となるため、2つの方法が選択できる状況にある。</p> <p>近年のごみ処理施設の事例では、事業範囲によっては、発注方法において総合評価競争入札方式が有効であるが、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式とプロポーザル方式</li> <li>・プロポーザル方式</li> <li>・改訂版として提示されるケースあり</li> <li>・以上の特徴から、事業内容やサービス水準が固まっており、民間事業者の提案に係る部分が少ない事業は総合評価落札方式が適している。その一方で、要求水準等で明示できる内容やサービス水準が少なく民間事業者の提案の余地が大きい事業は、プロポーザル方式が適しているとされる。</li> </ul> <p>なお、地方自治体のうち、都道府県や政令指定都市については、WTO 政府調達協定の対象となることが多く、一般競争入札が原則となり得るが、本組合においては対象外となるため、2つの方法が選択できる状況にある。</p> <p>近年のごみ処理施設の事例では、事業範囲によっては、発注方法において総合評価落札方式が有効であるが、</p>
<p>第3章7</p>	<p>表記の統一</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業方式の検討の結果、DBO 方式の優位性が認められる。</li> <li>・民間事業者に対する契約締結によりリスクの一部を移転したことにより、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業方式の検討の結果、表3-7-1に示すとおりDBO方式の優位性が認められる。</li> <li>・民間事業者との契約締結によりリスクの一部を分担したことにより、</li> </ul>

項	変更内容	現行 次期中間処理施設整備基本計画（案）	変更後 次期中間処理施設整備基本計画（案）
第3章7 (比較表)	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業スキーム</li> <li>・リスク移転</li> <li>・管理運営/運転維持管理</li> <li>・事業スキーム別のライフサイクルコスト</li> <li>・SPC (Public Sector Comparator)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業形態</li> <li>・リスク分担</li> <li>・運営維持管理</li> <li>・事業方式別 LCC の試算</li> <li>・SPC 用語集対応</li> </ul>
共通	表記の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働/運転日数</li> <li>・コンベヤ</li> <li>・又は</li> <li>・総合評価競争入札方式</li> <li>・出典) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版を引用</li> <li>・など/等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働日数</li> <li>・コンベア</li> <li>・または</li> <li>・総合評価落札方式</li> <li>・出典) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版をもとに作成</li> <li>・「ひらがな名称」の場合：など</li> <li>・「漢字名称」の場合：等</li> </ul>